当該年度の４月１日以前３年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の４月１日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第49条及び第50条の規定を準用する。）に-0.20を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.58との合計数とする。ただし当該合計数が、0.420に満たないときは0.420とし、0.500を超えるときは0.500とする。

AN_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AO_{29} = 0.0007$

$AO_{30} = 0.00063$

$AO_{元} = 0.00038$

AP_n　地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AQ_{30} = 0.00063$

$AQ_{元} = 0.00038$

AR_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AS_{30} = 0.00063$

$AS_{元} = 0.00038$

算式Ⅱ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{元}(C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{元}(G_n \times H_n) + \sum_{n=16}^{元}(I_n \times J_n) - K \times 0.5 + L + \sum_{n=27}^{元}(M_n \times N_n)}{535\text{円} \times A}$$

当該年度の４月１日以前３年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の４月１日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第49条及び第50条の規定を準用する。）に-0.20を乗じて得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と0.58との合計数とする。ただし当該合計数が、0.420に満たないときは0.420とし、0.500を超えるときは0.500とする。

AN_n　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AO_{29} = 0.0007$

$AO_{30} = 0.00063$

AP_n　地方大学・地域産業創生事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AQ_{30} = 0.00063$

AR_n　文化財保存・活用事業（国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。）に係る経費に充てるため平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$AS_{30} = 0.00063$

算式Ⅱ

$$\frac{B \times 0.5 + \sum_{n=11}^{30}(C_n \times D_n) + \sum_{n=16}^{17}(E_n \times F_n) + \sum_{n=12}^{30}(G_n \times H_n) + \sum_{n=16}^{30}(I_n \times J_n) - K \times 0.5 + L + \sum_{n=27}^{30}(M_n \times N_n)}{533\text{円} \times A}$$